

第15回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成31年7月2日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 | 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 |
| 5番 大坂 博文委員 | 6番 金子 靖委員 | 7番 村上 正人委員 |
| 8番 佐藤 裕司委員 | 9番 稲場 洋二委員 | 10番 細川 裕委員 |
| 11番 野村 照明委員 | 12番 大畑 礼子委員 | 13番 松下 裕幸委員 |
| 15番 熊坂 隆雄委員 | 17番 野澤 勲委員 | 18番 廣瀬女公美委員 |
| 19番 佐藤 泰正委員 | 20番 清水 幸治委員 | 21番 浅野 徳昭委員 |
- (以上 18名)
4. 欠席委員
- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 4番 成田 俊英委員 | 14番 菊池 利治委員 | 16番 田井 克廣委員 |
|------------|-------------|-------------|
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 永洞 直哉 次長 秋元 公宏 主査 高山 直樹
農地台帳システム担当員 藤本 恵美 農地業務員 杉野 恵 農地業務員 熊野 香苗
(以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|------------|
| 9番 稲場 洋二委員 |
| 10番 細川 裕委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和元年 7月 2日 (1日)
- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 報告第36号 | 現況証明願について (市街化区域) |
| 報告第37号 | 農業委員会のあっせん証明願について |
| 報告第38号 | 国有財産転用借受申込書の進達について |
| 議案第77号 | 現況証明願について |
| 議案第78号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第79号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第80号 | 参考賃借料の設定について |

議長

野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第15回鉦路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は18名です。議事録署名人に9番、稲場洋二委員、10番、細川裕委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日7月2日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局

永洞事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長

野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
報告第36号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第36号「現況証明願」についてご報告致します。
土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。
今回、鉦路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。
議案書5ページの表の1番は、資料が6ページから8ページにございます。
公簿地目が畑である、XXXXXXXXXX、の一筆、XXXX㎡の土地について、所有者であるXXXX氏の代理人であるXXXXXXXXXX氏より現況証明願があり、6月18日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、6月25日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長

野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に報告第37号「農業委員会のあっせん証明願」につ

事務局
永洞事務局長

いて報告して下さい。

それでは、議案書の9ページでございます、報告第37号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書10ページの表の1番ですが、 氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、6月7日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業委員会のあっせん証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第38号「国有財産転用借受申込書の進達」について報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書11ページでございます、報告第38号「国有財産転用借受申込書の進達」についてご報告致します。

国有農地を借受するためには、農地法関係事務に係る処理基準で定めるところにより、借受申込書に農業委員会の意見書を添付し、北海道知事に進達することになっております。

議案書12ページの表の1番ですが、資料が13ページから15ページにございます。

北海道が管理する国有農地、 、他5筆、合計 ㎡について、釧路市より下水道施設の維持管理用地として借受するため、6月20日に申込書の提出がありましたので、6月24日、会長専決により北海道知事宛に意見書を付して進達致しました。

以上、1件の「国有財産転用借受申込書の進達」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「国有財産転用借受申込書の進達」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第77号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の16ページでございます、議案第77号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で2件、阿寒地区で8件の申請がございました。

議案書17ページの表の1番は、資料が20ページと21ページにございます。

公簿地目が畑である、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED]㎡の土地について、所有者である [REDACTED] 氏の代理人である、 [REDACTED] より現況証明願がございました。

6月13日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、表の2番は、資料が20ページと22ページにございます。

公簿地目が原野である、 [REDACTED]、他9筆、合計 [REDACTED]㎡の土地について、所有者である [REDACTED] 氏の代理人である、 [REDACTED] 氏より現況証明願がございました。

6月13日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認致しました。

次に、議案書18ページの表の3番は、資料が23ページと25ページにございます。

公簿地目が原野である、 [REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED]㎡の土地について、所有者である堀田守氏の代理人である、 [REDACTED] 氏より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の4番は、資料が24ページと26ページ、27ページにございます。

公簿地目が畑である、 [REDACTED]、他13筆、合計 [REDACTED]㎡の土地について、所有者である [REDACTED] より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の公衆用道路であると確認致しました。

次に、表の5番は、資料が23ページと28ページにございます。

公簿地目が畑である、 [REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED]㎡の土地について、所有者である [REDACTED] 氏より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の6番は、資料が23ページと29ページにございます。

公簿地目が畑である、 [REDACTED]、の一筆、 [REDACTED]㎡の土地について、所有者である [REDACTED] 氏より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書19ページの表の7番は、資料が23ページと30ページにございます。

公簿地目が畑である、 [REDACTED]、の一筆、 [REDACTED]㎡の土地について、所有者である [REDACTED] 氏より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の8番は、資料が23ページと31ページにございます。

公簿地目が畑である、[redacted]、の一筆、[redacted]㎡の土地について、所有者である[redacted]氏の相続人である、[redacted]氏より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の9番は、資料が23ページと32ページでございます。

公簿地目が畑である、[redacted]、の一筆、[redacted]㎡の土地について、所有者である[redacted]氏より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の10番は、資料が24ページと34ページ、35ページでございます。

公簿地目が山林と牧場である、[redacted]、他8筆、[redacted]㎡の土地について、所有者である[redacted]氏より現況証明願がございました。

6月12日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、10件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がりましたが、1番と2番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員から報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第77号「現況証明願」の1番と2番について一括して調査報告します。

まず、1番は、[redacted]氏が所有する[redacted]、他1筆、公簿地目が畑と牧場、農振地域外である、面積[redacted]㎡の土地、2番は、[redacted]氏が所有する[redacted]、他9筆、公簿地目が原野、畑、宅地、農振白地にある、面積[redacted]㎡の土地であります。令和元年6月13日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を実施した結果、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、いずれも原野であることを確認しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、3番から10番までの現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員から報告をお願いします。

委員

金子委員

議案第77号「現況証明願」のうち3番から10番までについて調査報告致します。

現況証明願の3番は、[redacted]氏が所有する公簿地目が原野、農振地域外にある[redacted]及び[redacted]の合計[redacted]㎡の土地についてであります。令和元年6月12日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況はいずれも雑種地であることを確認致しました。

次に4番は、[redacted]が所有する公簿地目が畑、農振白地である、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、並びに、公簿地目が牧場、農振白地である、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、の合計[redacted]㎡の土地についてであります。令和元年6月12日、阿寒地区農業委員4名、事務局職

員3名で現地調査を行った結果、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、いずれも公衆用道路であることを確認致しました。

次に、5番から9番までについては、隣接地でありますので、一括して調査報告致します。

5番の内容は、**■■■■**氏が所有する**■■■■**及び、**■■■■**、いずれも公簿地目が畑、農振白地である、合計**■■■■**㎡の土地、次に6番は、**■■■■**氏が所有する**■■■■**、公簿地目が畑、農振白地である、**■■■■**㎡の土地、次に7番は、**■■■■**氏が所有する**■■■■**、公簿地目が畑、農振白地である、**■■■■**㎡の土地、次に8番は、**■■■■**氏が所有し、相続人である**■■■■**氏が管理する、**■■■■**、公簿地目が畑、農振白地である、**■■■■**㎡の土地、次に9番は、**■■■■**氏が所有する**■■■■**、公簿地目が畑、農振白地である、**■■■■**㎡の土地についてありますが、これらの件について令和元年6月12日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、いずれも雑種地であることを確認致しました。

次に10番は、**■■■■**氏が所有する、公簿地目が山林、農振農用地区域にある、**■■■■**、**■■■■**、及び、**■■■■**、**■■■■**、並びに、公簿地目が牧場、農振農用地区域にある、**■■■■**、**■■■■**、**■■■■**、**■■■■**の合計**■■■■**㎡の土地についてであります。令和元年6月12日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況はいずれも雑種地であることを確認致しました。

なお、本件の対象となる土地はすべて、農振農用地区域にありますが、現地は、農地採草放牧地以外の雑種地で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

金子委員、ありがとうございました。
それでは、議案第77号「現況証明願」について一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第77号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第77号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の36ページにございます、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、鉏路地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書37ページの表の1番は、資料が38ページから39ページにございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他2筆 合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査委員長の清水幸治委員から報告をお願いします。

委員
清水委員

議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請」1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積■■■■㎡の農地について、■■■■氏に賃貸借を行うものです。

令和元年5月16日、鉏路地区農業委員4名、事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

清水委員、ありがとうございました。

それでは、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の40ページでございます、議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で6件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書41ページの表の1番は、資料が43ページから44ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が43ページと45ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他5筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が43ページと46ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の4番は、資料が43ページと47ページから49ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、議案書42ページの表の5番は、資料が43ページと50ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

次に、表の6番は、資料が43ページと51ページ、52ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏へ■■■■円で売買による所有権移転を行うものです。

以上、6件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第79号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定に

よる農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。
次に、議案第80号「参考賃借料の設定」について審議致します。
事務局より、説明して下さい。

事務局

永洞事務局長

それでは、議案書53ページでございます、議案第80号「参考賃借料の設定」について説明致します。

本件は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約の目安として、過去1年間に契約された賃借料の平均水準など賃借料情報を提供するものです。なお、情報提供として、市のホームページに掲載する予定です。

釧路市における平成30年1月から平成30年12月までに締結されました賃貸借に関する賃借料水準を54ページの別表のとおりまとめましたので報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第80号「参考賃借料の設定」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第80号「参考賃借料の設定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致と認め、議案第80号「参考賃借料の設定」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和元年 7月 2日

議 長 野 下 照 明

署名委員 箱 場 洋 二

署名委員 糸 川 亨 昭